

## 高知県簡易専用水道等取扱要領

### 第1 目的

この要領は、簡易専用水道等の管理を適正に保持するために必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### 第2 対象施設

この要領の対象施設は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に規定する簡易専用水道（以下「簡易専用水道」という。）及び法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道のうち水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のもの（以下「小規模貯水槽水道」という。）とする。ただし、法定規制外の施設の衛生確保対策については、知事が別に定める高知県飲用井戸等衛生対策要領に基づき指導するものとする。

### 第3 届出等

1 町村長（水道事業体の長）は、第2に規定するこの要領の対象施設への給水等を確認したときは、事前に設置者の承諾を得て、次に定めるところにより所管の保健所長に通知するものとする。

（1）簡易専用水道への給水を確認したときは、別記第1号様式による簡易専用水道設置状況通知書により設置状況を所管の保健所長に通知すること。

（2）小規模貯水槽水道への給水を確認したときは、別記第2号様式による小規模貯水槽水道設置状況通知書により、設置状況について記入した別記第3号様式による小規模貯水槽水道設置票を添えて所管の保健所長に通知すること。

（3）小規模貯水槽水道施設設備（受水槽、高置水槽及びポンプをいう。）の変更を確認したときは、別記第4号様式による小規模貯水槽水道変更・廃止状況通知書に、当該変更に係る部分を記入した別記第3号様式による小規模貯水槽水道設置票を添えて所管の保健所長に通知すること。

（4）小規模貯水槽水道の廃止を確認したときは、別記第4号様式による小規模貯水槽水道変更・廃止状況通知書により所管の保健所長に通知すること。

2 保健所長は、町村長からの通知により簡易専用水道を設置した者に対し、次のとおり届け出るよう指導するものとする。

（1）簡易専用水道を設置したときは、別記第5号様式による簡易専用水道設置届に別記第6号様式による簡易専用水道設置票を添えて届け出ること。

（2）（1）の規定により届け出た事項を変更したとき又は簡

易専用水道施設設備（受水槽、高置水槽及びポンプをいう。）を変更したときは、別記第7号様式による簡易専用水道届出事項（設備）変更届により速やかに届け出ること。ただし、施設設備の変更の場合は、変更に係る部分を記入した別記第6号様式による簡易専用水道設置票を添付すること。

(3) 簡易専用水道を廃止したときは、別記第8号様式による簡易専用水道廃止届により速やかに届け出ること。

#### 第4 検査機関への通知

保健所長は、第3の2の(1)から(3)までに掲げる届出を受理したときは、事前に設置者の承諾を得て、別記第9号様式による簡易専用水道届出通知書により速やかに法第34条の2第2項の規定により登録を受けた全ての者（以下「登録検査機関」という。）に通知するものとする。

#### 第5 管理について

- 1 簡易専用水道の設置者は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定める基準に従い、当該簡易専用水道を管理しなければならない。ただし、当該簡易専用水道の管理を第三者に委託し、当該簡易専用水道の管理を担当するための管理者を別に置いても差し支えない。
- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理の状態について、毎年一回以上法第34条の2第2項の検査（以下「法定検査」という。）を受けなければならない。
- 3 水道事業者及び保健所長は、簡易専用水道の設置者に対し、水道法施行規則で定める基準に従い適正に維持管理をするよう指導及び助言を行うものとする。

#### 第6 簡易専用水道の検査等について

法定検査は、登録検査機関が行うこととし、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年7月厚生労働省告示第262号）及び次に定めるところにより行うものとする。

##### 1 法定検査の依頼

法定検査は、簡易専用水道の設置者の依頼により、当該簡易専用水道の設置場所において行うものとする。

##### 2 法定検査の項目

法定検査の項目は、原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査並びに書類の整理等に関する検査とする。

(1) 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査

次に掲げる事項についての検査を実施すること。

ア 水槽その他当該簡易専用水道に係る施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無

- イ 水槽及びその周辺の清潔の保持について
  - ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常なものの有無
  - (2) 給水栓における水質の検査  
次に掲げる事項についての検査を実施すること。
    - ア 臭気、味、色及び濁り
    - イ 残留塩素
  - (3) 次に掲げる書類の整理及び保存の状況についての検査
    - ア 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
    - イ 受水槽の周囲の建造物の配置及び系統を明らかにした平面図
    - ウ 水槽の掃除の記録
    - エ アからウまでに掲げるもののほか、管理についての記録
  - (4) 法定検査の標準的な検査事項及び判定基準は、別表に定めるとおりとする。
- 3 法定検査に際しての留意事項
- (1) 法定検査は、設置者又は管理者の立会いのもとに行うこと。
  - (2) 清潔な作業衣を着用する等、衛生的な配慮のもとに行うこと。
  - (3) 法定検査に際しては、検査者は、身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

## 第7 法定検査の特例

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の適用がある簡易専用水道については、第6の規定にかかわらず、登録検査機関に管理の状況を示す次に掲げる書類を提出することにより、管理に係る検査の項目は、書類検査とすることができる。

- (1) 別記第10号様式による簡易専用水道書類検査申込書
- (2) 別記第11号様式による簡易専用水道管理状況書
- (3) 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類

## 第8 法定検査後の措置

- 1 登録検査機関は、法定検査終了後、設置者に別記第12号様式による簡易専用水道検査結果書を交付すること。
- 2 登録検査機関は、事前に設置者の承諾を得て、検査の結果を毎月10日までに別記第13号様式による簡易専用水道検査実施状況報告書により所管の保健所長に報告すること。
- 3 登録検査機関は、事前に設置者の承諾を得て、毎事業年度終了後3月以内に前年度の法定検査の結果について高知県健康政策部食品・衛生課長に報告すること。

## 第9 通報

法定検査を行った後、(1)から(6)までのいずれかの状況が確認される等、衛生上問題があり、速やかに改善する必要があると判断された場合は、登録検査機関は、第8の規定にかかわらず、直ちに別記第14号様式による簡易専用水道検査結果報告書及び当該簡易専用水道に係る別記第12号様式による簡易専用水道検査結果書により所管の保健所長に通報するとともに、設置者に対して、所管の保健所長に報告し、速やかに対策を講ずるよう助言を行うこと。

- (1) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
- (2) 水槽内に動物等の死骸がある場合
- (3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
- (4) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- (5) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

## 第10 立入検査

簡易専用水道の管理の適正を確保するため、保健所長は、次に定めるところにより立入検査及び指導を行うものとする。

- 1 第8の2の報告を整理し、法定検査を受けていない簡易専用水道の設置者を把握し、適宜指導すること。
- 2 第9の規定により登録検査機関から通報を受けたときは、速やかに立入検査を行い、改善に必要な指導を行うこと。
- 3 1及び2に規定するもののほか、必要があると認める場合は、随時立入検査及び指導を行うこと。

## 第11 他法令との関係

建築物衛生法に重複した規定がある場合は、建築物衛生法の規定を優先させること。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。